

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する告示案新旧対照表
 ○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

別表		改正案	
番号	医療機器の名称	基	準
一〇四	(略)	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的、効能又は効果
十五	1 部位限定X線CT診断装置 2 全身用X線CT診断装置	Z四七五一一二四四又はIEC六〇六〇一―二―四	患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供すること。
十六、二十	(略)	(略)	(略)
二十七	1 常電導磁石式乳房用MR装置 2 常電導磁石式全身用MR装置 3 常電導磁石式頭部・四肢用MR装置	Z四九五一一はIEC六〇六〇一―二―三三	患者に関する磁気共鳴信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供すること。

別表		現行	
番号	医療機器の名称	基	準
一〇三	(略)	日本工業規格	使用目的、効能又は効果
十五	1 部位限定X線CT診断装置 2 全身用X線CT診断装置	Z四七五一一二四四	患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供すること。
十六、二十	(略)	(略)	(略)
二十七	1 常電導磁石式乳房用MR装置 2 常電導磁石式全身用MR装置 3 常電導磁石式頭部・四肢用MR装置	Z四九五一一	患者に関する磁気共鳴信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供すること。

三百七 十二	1 M R装置用高周波コイル	Z四九五一又はIEC六〇六〇―一二―三三	患者に関する磁気共鳴信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供するMR装置に接続して高周波の送受信又は受信を行うこと。	二八〇 三百七 十一	(略)	(略)	(略)	置 4 常電導磁石式循環器用MR装置 5 超電導磁石式乳房用MR装置 6 超電導磁石式全身用MR装置 7 超電導磁石式頭部・四肢用MR装置 8 超電導磁石式循環器用MR装置 9 永久磁石式頭部・四肢用MR装置 10 永久磁石式全身用MR装置 11 永久磁石式乳房用MR装置 12 永久磁石式循環器用MR装置
-----------	----------------	----------------------	---	------------------	-----	-----	-----	--

三百七 十二	1 M R装置用高周波コイル	Z四九五一	患者に関する磁気共鳴信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供するMR装置に接続して高周波の送受信又は受信を行うこと。	二八〇 三百七 十一	(略)	(略)	(略)	置 4 常電導磁石式循環器用MR装置 5 超電導磁石式乳房用MR装置 6 超電導磁石式全身用MR装置 7 超電導磁石式頭部・四肢用MR装置 8 超電導磁石式循環器用MR装置 9 永久磁石式頭部・四肢用MR装置 10 永久磁石式全身用MR装置 11 永久磁石式乳房用MR装置 12 永久磁石式循環器用MR装置
-----------	----------------	-------	---	------------------	-----	-----	-----	--

三百七
十三
八百二
十五

(略)

(略)

(略)

三百七
十三
八百二
十五

(略)

(略)

(略)